

原村地域包括医療推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、原村地域包括医療推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、村民の健康管理体制及び医療体制を整備確立し、地域住民の健康の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次に掲げる機関、団体をもって組織する。

諏訪保健福祉事務所	1名
諏訪郡医師会（茅野・原地区医師会）	1名
茅野市諏訪郡歯科医師会	1名
諏訪薬剤師会	1名
諏訪中央病院	2名
富士見高原医療福祉センター	1名
原村国民健康保険直営診療所	1名
原村保健衛生自治推進協議会	4名
原村スポーツ推進委員会	1名
信州諏訪農業協同組合	1名
原村区長会	1名
原村社会福祉協議会	1名
原村民生児童委員協議会	1名
原村教育委員会	1名
原村議会	1名
原村国民健康保険運営協議会	1名
原村	1名

(事業)

第4条 本会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康管理及び保健予防体制の確立
- (2) 医療体制の確立
- (3) 村民に対する健康教育の実践と指導

(役職及び職務)

第5条 本会に次の役職をおく。

会	長	1名
副	会 長	1名
委	員	20名以内

2. 会長は、本会を代表して会務を総理する。
3. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
4. 委員は、会則の定めるところにより本会の業務を行う。

(会長及び副会長の選任)

第6条 会長及び副会長は委員の互選による。

(任期)

第7条 正副会長及び委員の任期は2年とし再選を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第8条 本会に、次の専門委員会を置くものとする。

2. 専門委員会は、会長が総会の議を経て委嘱する。
3. 専門委員会は次のとおりとする。

住民医療推進委員会
保健管理委員会
健康づくり委員会

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び専門委員会とする。

2. 総会は、会長が招集し会長が議長となる。
3. 総会は、毎年1回以上定例会を開催するほか、必要に応じ臨時会を開催する。
4. 総会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
5. 専門委員会は、委員長が招集し、必要に応じて開催する。

(総会の議決事項)

第12条 次に掲げる事項は、総会で議決するものとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画の策定及び変更
- (3) その他の重要事項

(専門委員会)

第 13 条 専門委員会は、専門委員をもって構成する。

2. 専門委員会の委員長及び副委員長は、専門委員会の互選による。

3. 専門委員会は、会長の同意を得て委員長がこれを招集する。

4. 専門委員会は、専門事項について協議し、総会に報告するものとする。

(事務局)

第 14 条 本会の事務局は、保健福祉課内に置く。

(補則)

第 15 条 前各号に定めるもののほか必要な事項については、会長が総会の議を経て別に定める。

(附則)

この会則は、昭和 60 年 2 月 21 日から施行する。

(附則)

この会則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成 6 年 12 月 20 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成 23 年 12 月 26 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成 25 年 1 月 23 日から施行する。(組織名の変更による。)

(附則)

この会則は、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。(医師会 2 名を 1 名に 理事を委員に改正)

(附則)

この会則は、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。(原村いきいきクラブに改正)

(附則)

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(原村いきいきクラブ終了による変更)